項目
フロー識別
鍵シーケンス識別
偶数・奇数識別
スクランブル種別

別表第三号　ＥＭＭの構成及び送出手順

ヘッダ部	ＥＭＭ１	ＥＭＭ２	…	ＥＭＭｎ	ＣＲＣ
64		8×N			32

送出順

注１　ＥＭＭの伝送は、別表第五号に示すセクション形式のうち拡張形式によるものとし、その範囲内で、ＥＭＭは複数多重できるものとする。

２　ヘッダ部内の「テーブル識別子」の値はＥＭＭを示す0x84又は0x85とし、「テーブル識別子拡張」はＥＭＭに含まれる情報の種別を識別するために使用する領域とする。

３　標準方式第２章から第５章まで並びに第６章第３節及び第５節に定めるデジタル放送において、受信機へメッセージ情報を伝送するための情報（以下「ＥＭＭメッセージ」という。）がＥＭＭに含まれる場合は、ヘッダ部内の「テーブル識別子」の値は0x85とし、「テーブル識別子拡張」は注２にかかわらず、ＥＭＭメッセージが個別の受信機向けの場合には0x0000とし、全受信機向けの場合には0x0001～0xFFFFとする。

４　ＥＭＭは、ＥＭＭメッセージ又は次表に示すものを含む情報により構成されるものとする。ただし、標準方式第５章第３節及び第６章第５節に定めるデジタル放送を行う場合は、デコーダ識別番号を識別番号とし、プロトコル番号を含まないことができる。なお、標準方式第５章第３節及び第６章第５節に定めるデジタル放送を行うもの以外のもののプロトコル番号以外の情報並びに標準方式第５章第３節及び第６章第５節に定めるデジタル放送を行うものの識別番号以外の情報は、暗号化することができることとする。

項目
デコーダ識別番号
プロトコル番号

別表第四号　ＰＥＳパケットの送出手順

← ヘッダ部 →		← ヘッダ拡張部 →		← データ部 →
パケット開始コードプリフィックス	ストリーム識別子	ＰＥＳパケット長	ＰＥＳヘッダオプション	スタッフィングバイト	データ
24	8	16			

送出順

注１　パケット開始コードプリフィックスの値は、ＰＥＳパケットの開始を示す0x000001とする。

２　ストリーム識別子は、エレメンタリーストリーム（符号化された信号をいう。以下同じ。）の種類及び番号を識別するために使用する領域とし、割当ては別記に示すとおりとする。

３　ＰＥＳパケット長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。ただし、ペイロードが映像エレメンタリーストリームであるＰＥＳパケットであって、ＰＥＳパケット長が規定されておらず境界がない場合は‘０’とする。

４　ＰＥＳヘッダオプションは、ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｈ.222.0に従うものとする。

５　スタッフィングバイトの値は0xFFとし、その領域のバイト数は32バイト以下とする。

別記　ストリーム識別子

値	割当て
0xBC	プログラムストリームマップ
0xBD	プライベートストリーム１
0xBE	パディングストリーム
0xBF	プライベートストリーム２
‘110xxxxx’	ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－３、ＩＳＯ／ＩＥＣ　11172－３、ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－７又はＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３の音声ストリーム番号‘xxxxx’
‘1110xxxx’	ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｈ.262、ＩＳＯ／ＩＥＣ　11172－２、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－２、ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｈ.264又はＩＴＵ－Ｔ勧告Ｈ.265の映像ストリーム番号‘xxxx’
0xF0	ＥＣＭストリーム
0xF1	ＥＭＭストリーム
0xF2	ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｈ.222.0附属書Ａ又はＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－６で定義されるＤＳＭＣＣストリーム
0xF3	ＩＳＯ／ＩＥＣ　13522で定義されるストリーム
0xF4	ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｈ.222.1　type　Ａ
0xF5	ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｈ.222.1　type　Ｂ
0xF6	ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｈ.222.1　type　Ｃ
0xF7	ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｈ.222.1　type　Ｄ
0xF8	ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｈ.222.1　type　Ｅ
0xF9	補助ストリーム
0xFA	ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－１で定義されるＳＬパケット化ストリーム
0xFB	ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－１で定義されるフレックスマックスストリーム
0xFC	メタデータストリーム
0xFD	拡張ストリームＩＤ
0xFE	未定義
0xFF	プログラムストリームディレクトリ

注　‘　’で囲まれた数字は、２進数とする。以下同じ。